

自殺総合対策大綱の一部改正案について（案）

平成 20 年 10 月 31 日
自殺総合対策会議決定

自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定）の一部を次のように改正する。

第 4 の 5 中（6）を（7）とし、（5）の次に次のように加える。

（6）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等について、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、自助活動に対する支援等を行う。

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。

第 4 の 6 中（10）を（11）とし、（7）から（9）までを（8）から（10）までとし、（6）の次に次のように加える。

（7）インターネット上の自殺関連情報対策の推進

第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報について、プロバイダ等が契約約款に基づき削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援を行う。

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応の在り方について、明確化を図る等の対策を推進する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。

第 6 の 1 中「実施していく。」の次に「特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。」を加える。

第 6 の 2 中「同協議会等より」を「同協議会等により」に改め、「行うこととする。」の次に「また、市町村においても自殺対策担当の部局等が設置されるよう、積極的に働きかける。」を加える。

○自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）

改正案	現行
<p>第4 自殺を予防するための当面の重点施策</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 適切な精神科医療を受けられるようにする (1)～(5) (略) (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進</p> <p><u>うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等について、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、自助活動に対する支援等を行う。</u></p> <p><u>また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。</u></p> <p>(7) 慢性疾患患者等に対する支援 (略)</p> <p>6. 社会的な取組で自殺を防ぐ (1)～(6) (略) (7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進</p> <p><u>第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報について、プロバイダ等が契約約款に基づき削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援を行う。</u></p> <p><u>また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応の在り方について、明確化を図る等の対策を推進する。</u></p> <p><u>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利</u></p>	<p>第4 自殺を予防するための当面の重点施策</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 適切な精神科医療を受けられるようにする (1)～(5) (略) (新設)</p> <p>(6) 慢性疾患患者等に対する支援 (略)</p> <p>6. 社会的な取組で自殺を防ぐ (1)～(6) (略) (新設)</p>

用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。

(8) インターネット上の自殺予告事案への対応等 (略)

(9) 介護者への支援の充実 (略)

(10) いじめを苦にした子どもの自殺の予防 (略)

(11) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 (略)

第6 推進体制等

1. 国における推進体制 (略)

また、同会議の事務局が置かれている内閣府において、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、関係者による協議の場を通じ、地方公共団体や自殺防止等に関する活動を行っている民間団体とも連携しつつ総合的な自殺対策を実施していく。特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

さらに、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者に関する施策など関連する分野との連携にも留意しつつ、施策を推進する。

2. 地域における連携・協力の確保 (略)

このため、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等により地域における自殺対策の計画づくり等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、市町村においても自殺対策担当の部局等が設置されるよう、積極的に働きかける。

3. ～4. (略)

(7) インターネット上の自殺予告事案への対応等 (略)

(8) 介護者への支援の充実 (略)

(9) いじめを苦にした子どもの自殺の予防 (略)

(10) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知 (略)

第6 推進体制等

1. 国における推進体制 (略)

また、同会議の事務局が置かれている内閣府において、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、関係者による協議の場を通じ、地方公共団体や自殺防止等に関する活動を行っている民間団体とも連携しつつ総合的な自殺対策を実施していく。

さらに、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者に関する施策など関連する分野との連携にも留意しつつ、施策を推進する。

2. 地域における連携・協力の確保 (略)

このため、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等より地域における自殺対策の計画づくり等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととする。

3. ～4. (略)